

新居浜工業高等専門学校教職員懲戒・訓告等審査委員会規程

令和3年12月17日規程第1号

(趣旨)

第1条 独立行政法人国立高等専門学校機構教職員懲戒規則（平成16年機構規則第30号。以下「懲戒規則」という。）第4条及び第17条の規定に基づき、新居浜工業高等専門学校の教職員（以下、「教職員」という。）の懲戒並びに訓告及び厳重注意（以下「懲戒・訓告等」という。）に関する審査を行うため、懲戒・訓告等審査委員会（以下「委員会」という。）を置き、委員会に関し必要な事項を定める。

(任務)

第2条 委員会は、公正かつ中立な立場で、次に掲げることを行う。

- (1) 非違行為の存否及び内容を調査すること。
- (2) 懲戒・訓告等処分の種類及び程度を審査すること。
- (3) その他懲戒・訓告等処分を行う上で必要な事項の審査等を行うこと。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 副校長（総務企画担当）
- (2) 教務主事，学生主事及び寮務主事
- (3) 事務部長
- (4) 審査の対象となる教職員の所属する学科・科の主任又は課の課長若しくは技術室の室長
- (5) その他、校長が指名した者

2 前項の委員に、審査の対象となる事案に関係のある者が含まれる場合は、その者は委員から除外する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委員会が設置された日から対象とする教職員の懲戒・訓告等が行われた日又は懲戒・訓告等に該当しないことが校長により認められた日とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、副校長（総務企画担当）をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、又はその意見を徴することができる。

(議事)

第7条 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

2 議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(事務)

第8条 委員会の事務は、総務課において処理する。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の議を経て校長が別に定める。

附 則 (令和3年12月17日 制定)

この規程は、令和3年12月17日から施行する。